

1.1. 圧縮記帳の適応について(全事業共通)

Q1	当社は、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）の補助金の交付を受けて設備の交換を検討しています。 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳の対象としてよろしいでしょうか。
A1	照会者意見の通り解して差し支えありません。 (理由) 法人税法第42条の圧縮記帳の適用対象となる国庫補助金等とは、固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金等で、対象法人に対して直接交付されるものをいいます。 しかし、本件のように間接交付される補助金であっても、栃木県環境技術協会（当協会）は国に代わって補助金の交付事務を行っているに過ぎず、実質的に国から直接交付を受けたものと認められる場合には、国庫補助金等に該当するものと考えられます。 当協会が交付する補助金は、次にあげる事実があることが確認されています。 ① 国からの補助金を財源としていること。 ② 補助金の交付決定に、当協会の裁量が入るものではないこと。 ③ 国の監督の下に交付されるものであること。 ④ 国から交付された補助金が遅滞なく対象法人に交付されるものであること。